

## 埼玉県における明治初期の繊維産業

田村正夫

はしがき

関東地方は、産業革命前後において、わが国最大の織物地帯を内陸に擁し、また、近世以来の政治的中心地東京とこれに近接する最大の生糸輸出港横浜を有し、さらに富岡製糸場の設立をみたことなどの諸点から、繊維産業の上で注目すべき幾多の問題をもっていたと考えられる。関東地方においても、当時全国的な傾向であった綿織物生産の停滞衰退とこれに代わる蚕糸業の発展がみられた。本稿では、この全国的な傾向が、関東地方の中でも水陸交通を通じて東京ときわめて密接な結びつきをもっていた埼玉県においていかにしめされていたかを分析したい。

## 一、概況

明治七年五月、県庁から租税寮宛に提出された『昨六年分管内産出物品』および、同一〇年八月における同県の記録である『管内物産一百万円以上ノモノ明治八年ノ調査ニシテ猶即今日繫スルトコロヲ朱書』したものである。繊維関係の生産額について検討しよう。

明治六年と、同八・一〇両年の数字は、対象地域が異なるため、三次次にわたる推移をみる事が出来ない。すな

わち、明治六年は旧管地（足立・埼玉・葛飾・武蔵・下総の三郡）、同八・一〇両年は旧熊谷県（入間・高麗・新座・比企・横見・大里・旛樞・榛沢・男衾・児玉・賀美・那珂・秩父の一三郡）を含める地域を、それぞれ対象としていた。なお、明治六年の蚕種紙・生糸の生産額は、旧管地三郡の『田畑作徳一カ年凡平均比較略表（明治六年）』によった。また、明治八・一〇両年における『生糸』・『製糸』の相違は、後者が機械製糸であったのに対して、前者はこれを除く一般製糸であったと考えられる。

明治八・一〇両年次を比較すると、生産額の増加傾向は、生糸においていちぢるしく、繭・織物（木綿・絹）・足袋・藍玉などは、ほとんど二・三割方の増産がしめされている。同九・一〇両年の特有物産表によれば、同八・一〇年において、繭・生糸・実綿などの増産が目立ち、麻・藍葉・紅花などはほとんど停滞をせめた。そして、藍葉・紅花の減産には、「本年（明治一〇年）筆者註」藍靛製ト染工ト合併場ヲ管下ニ二カ所開設セントシ有志ニ説諭シ議法中本年偶早魃ニ逢ヒ蓼藍高価ニシテ利勘其当ヲ得サレハ開業ハ明十一年ニ譲ル」とあるように早魃が影響し、そのため、染料および染色工場の設立も延期されたといわれる。

織物についてみると、一般に廉価であったと思われる綿織物が、これよりも高価な絹織物のほぼ一六〇〜二七〇％にあたる生産額をしめしていたことが注目される。絹織物生産は、大部分、生糸生産額の圧倒的に多かった旧熊谷県に集中し、前記の旧管地三郡には僅かしかみられなかったようである。言いかえれば、ほぼ荒川以東の綿織物中心地域に対して、以西の生糸・絹織物中心地域が明瞭に看取される。そして、前者がすでに指摘した近世における江戸の下肥供給圏や江戸への蔬菜出荷圏とほぼ一致していたのである。

埼玉県東部の低地である埼玉・足立・葛飾三郡の製糸業は、「土地既ニ開ケ農耕既ニ遍ク綿布米穀モ亦富メリ故ニ

第1表 東部4町における繊維産額（明治5年）

	蕨		加須		羽生		騎西	
	反	円	反	円	反	円	反	円
小倉男帯地	164,950	96,220						
〃 女 〃	4,300	3,726						
棧留 縞	7,700	7,962						
青 縞	21,190	44,150	21,710	23,880	6,370	7,580	6,380	7,590
袴地	4,390	8,763						
雲 斎	17,870	17,278						
縞木綿			9,480	5,690	18,650	670	1,022	670
白 〃			4,410	1,760	4,024	2,012	4,024	2,012
総 計	220,400	178,099	35,600	31,330	29,044	10,262	11,426	10,272

（註） このほか、行田では足袋33万足、33,500円、草加では巾広厚小倉（縞・綾）織洋服地の生産があった。

（埼玉県史料（内閣文庫所蔵）による）

強テ他ノ新利ヲ需メス首トシテ現業ヲ拡充シ情勢ヲ酌量<sup>④</sup>していたという実態のために、振るわなかつた。筆頭に挙

げられた綿織物生産の中心集落は、蕨宿・加須町・羽生町・騎西町・行田町・草加宿など、中仙道や荒川・古利根川沿いに南北に連なっていた（第1表参照）。小倉男帯地・同巾広厚洋服地・袴地・雲斎・足袋などについては右の二宿四町の生産高が旧管地三郡生産高の大部分をしめしていた。そして、小倉女帯地・棧留縞・縞木綿・白木綿などは、この二宿四町を除く数多くの町村において生産されともに農村家内工業として重要な地位を保っていたものと考えられる。

## 二、蚕糸業

農業経営と蚕糸業経営との関連を検討しよう。米・麦・大豆などの穀物栽培と、茶・桑などの商品作物栽培、また、繭・蚕種・生糸の生産による収益などを比較する。第2表は、埼玉県東部低地の埼玉・足立・葛飾三郡における明治六年の『田畑作徳一カ年凡平均比較略表』を修正したものである。すなわち、収益の上では五段階に分かれていた。収益の最高額を示す蚕種紙は、他を引き離し、つい

第2表 田畑作徳比較表

	収	入	支	出	収	益
田 一 反 歩	手作	米2石 (20円)	貢米3斗9升2合 (1円96銭) 村費1斗 (50銭) 種粳5升 (12.5銭) 干鰯7斗 (2円)	米1石8升8合 (5円41.5銭)		
	小作	上記に同じ	小作米1石 (10円) 種粳・干鰯 (7円12.5銭)	米5斗7升5合 (2円87.5銭)		
畑 一 反 歩	手作	麦2石 (4円) 大豆5斗 (1円85銭)	貢金 (22.4銭) 村費 (40銭) 種麦1斗3升 (26銭) 種大豆5升 (18.5銭) 下肥24荷 (2円) 薬灰1俵 (30銭)			(2円48.1銭)
	小作	上記に同じ	小作金 (75銭) 種・肥代上記に同じ			(2円35.5銭)
茶 畑 一 反 歩	生茶	生葉50貫 (17円50銭)	貢金 (22.4銭) 村費 (40銭) 下肥24荷 (2円)			(14円87.6銭)
	製茶	製茶10貫 (26円66銭)	上記に同じ			(24円 3.6銭)
桑 畑 一 反 歩	刈桑	刈桑20駄 (20円)	貢金 (22.4銭) 村費 (40銭) 下肥36荷 (3円) 酒粕・油粕・干鰯 (2円)			(19円37.6銭)
	繭	糸種2枚掃立繭1石6斗 (32円)	貢金・村費・肥代上記に同じ 原種2枚 (3円)			(23円37.6銭)
	生糸	生糸1貫150匁 (31円94銭) 鬚斗糸259匁 (2円15銭) 玉糸16匁 (2円28銭) 糸種1枚	上記に同じ			(27円74.6銭)
	蚕種紙	蚕種紙70枚 (105円) 出売繭2貫500匁 (9円61銭)	貢金・村費・種紙税・原紙税・原紙並原紙代・其外肥し代雑費 (49円)			(65円 61銭)

で生糸・製茶・繭、生茶・刈桑、水田手作、水田小作・畑手作・畑小作の順であつた。蚕種紙生産は高額の支出にもかかわらず、それを遙かに上廻る高額出荷が可能であつた。しかし、その後、輸出不振に遭遇するや、生産の激減をきたし、収益の上で蚕種紙につぐ生糸・製茶・繭などの生産が抬頭したとみられる。

また特に、桑畑・茶畑などが、普通畑と著しい収益差をもっていたことが注目される。

蚕種紙の販路については、全国的に、国内用と輸出用との融通が許可されたが、埼玉県においては、明治七年六月これについての布達が出された。これは、蚕種輸出ブームに際して、国内用を輸出用にきりかえるための措置であつたが、やがて、輸出不振に陥ると逆に輸出用を国内用に転向させることにもなつた。もつとも、両用の融通が改所の廃止を意味しなかつたことは、つぎの神奈川県布達によつて明らかである。すなわち、同年九月に、「本年六月五日正院第六十号公布ニ蚕種紙国内用海外輸出トモ更ニ一様ノ印紙下渡云々但蚕種取締規則第一則第十節但書其外四廉内外用ニ関涉ノ條款ハ廢止其他ハ都テ規則ノ趣確守可致ト有之候処右廢則ノ内三廉ハ改所於テ国内用亦海外輸出ノ分ヲ彼是振換候節ノ取扱方有之候ヨリ一概ニ改所モ被廢候儀ト心得候モノモ有之趣ニ候得トモ右取締規則中ニ免許印紙無之蚕種紙内外売買禁止（第一則中第十五節）其他不正ノ品売買致シ候モノ共罰則記載相成居候故前記ノ通廢則ノ外ハ都テ規則ノ趣確守可致ト有之加之本年（二月八日）正院第十七号ヲ以右規則中其品取上科料取立ノ事ヲ記載セサル条ニ背ク者ハ五円以内ノ罰金可申付旨公布相成旁蚕種紙改所ハ依然存置候儀ニテ改方致シ不申候テハ取締筋不立候間入港ノ蚕種紙ハ改所へ差出改請候上自家へ引取候様致シ詐偽隱匿ノ所為致ス間敷此旨布達候事」と達せられた。

明治九年における全国の輸出用余剩蚕種紙一六七、六九六枚は、第一国立銀行において抵当流れとなつていた。そこで、翌一〇年、原種の予備として各府県に分賦されたが、埼玉県に対しては一二、〇〇〇枚が割り当てられた。県

は、需要者の姓名數量を区毎にまとめて、同年二月一〇日まで報告するように一般に指示した。

また、県は同年一〇月、告諭によって秋蚕種紙の製造を禁止、万一、製造した場合は、その數量を、蚕種製造組合員ならば頭取へ、非組合員ならば戸長へ報告すべきことを規制した。県が、一応、その生産を禁止ながらも、実績についての報告義務を課したことは、春蚕の補足としての秋蚕の進出を端的に物語っている。秋蚕が輸出用蚕種ではなく、専ら国内需要を前提としていた以上、秋蚕の進出は製糸業の發展を意味していた。なお、同告諭には、「昨八年二月第三十二号公布蚕種製造組合条例ハ独リ其組々ノ者ノミ守ル規則ニテ組外ニ在テハ規則ニ遵ハス恣ニシテヨキモノノ様誤ノ者コレアルヨシ相聞ヘ以ノ外ノ心得違ナリ」とあつて、組合への加入は、一応、自由であつても、組合員の行動が一般の規範となるべきであると強調されていた。

明治六年三月に大蔵省第四〇号布達によつて定められた生糸売買における鑑札制度は、生糸製造取締規則の廃止（同一〇年四月）に伴い、同一〇年五月、廃止された。そこで、六月一〇日、区戸長が鑑札を一括して改会社へ返納し、さらに同社は、一五日、これを大蔵省へ返還した。生糸製造取締規則が廃止された後における製品の取締に関する唯一の規制は、巻紙の統一であつた。当局は、生糸の製造・取引に関する制度について、勸業掛に対して、(一甲) 生糸製造取締規則及生糸鑑札渡方規則共渾テ廢スル事、(乙) 右両則ヲ廢スルトモ独リ提糸巻紙ノ件ノミヲ可存事、(丙) 右兩則トモ存シ置キ其不適当ト見認ルモノ大ニ之ヲ改正スル事」の三案を諮問した。その結果、同掛青木伝四郎外四名の答議は、(丙)案であつたが、当局は(乙)案を断行したのである。巻紙統一の理由は、「巻紙一定セサレハ亦外人ノ口供ヲ醸シ内地人民困却ヲ生センモ計リ難」かつたからであり、巻紙は一〇〇枚二錢五厘（これは生糸改方規則第二則によつて定められていた）で、生糸改所が販売にあたつていた。なお、改所は一八カ所で、その位置はつぎの通り

であった。

埼玉郡：加須町・羽生町・行田町、足立郡：桶川宿、入間郡：越生村、大里郡：熊谷宿、児玉郡：本庄宿・児玉町  
 ・八幡山町、比企郡：小川村、秩父郡：大宮郷・皆野村・下吉田村・本野上村・小鹿野村、榛沢郡：寄居町・深谷宿、旛羅郡：妻沼村、

郡別に改所の分布を概観すると、同年の内国勸業博覧会における郡別出品数の多寡とほぼ符合する。すなわち、一般に改所の分布が蚕糸生産の分布をしめしていたと解される。

製糸心得条目（明治一〇年）では、巻紙の貼用実施を、同年七月一日以降と定め（第一条）、元結の太さを「百本二付目方六文目以下ナルモノ（第二条）」に制限したほか、輸出をはじめ「五貫目以上取纏メ売却ノ節」には、生糸改所の検査を要すること、ただし改手数料を生糸一〇〇斤につき一円五〇銭とすること（以上第五条）、二つ取製糸・玉繭挽・くるみ・太元結・湿り糸などの濫製品売買を禁ずること（第六条）などが規定されていた。

翌一一年八月には、前述の生糸製造心得および改方が廢止されて、新たに製造人心得条目および生糸改方規則が設定された。製造人心得条目の第五条には、「海外輸出ノ品ハ勿論内国用ト雖モ売却ノ前必ス最寄生糸改所ノ検査ヲ受クヘキ事」と定められ、検査の実施が、前年の製糸心得条目の場合よりも強化された。つまり、売却高が五貫目以下の場合でも検査を受けなければならなくなったのである。そして、製糸人が自宅において販売した場合は、買取人がその生糸を改所へ持参して検査を受け、手数料を支払うように定められた。さらに、第六条には、「自製糸ヲ直ニ開港場へ持参売却スルモノハ其旨ヲ改所へ届出」て製糸人が検査の手続きをとることとなった。

つぎに、生糸改方規則において、改所の位置が市場から離れている場合、その市場へ改所を仮設して役員全員が出

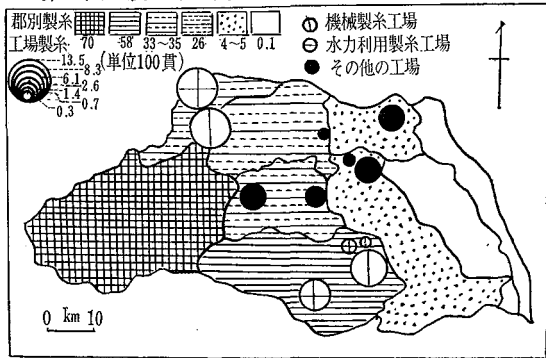
張すること（第五則）、生糸改訂料を買取人が支払うこと（第六則）、改手料を前年の四〇％近く値上げし、一二貫目につき一円五〇銭とすること（第七則）、改手料および巻紙販売益金をもって改所の運営費にあて、なお残金があれば積み立てておき、具第二課の指揮に従う、ただし出納計算明細帳を毎年一月一〇日までと同課へ提出すること（第九則）、などが決められた。

生糸製造取締規則の廃止によって、製糸および生糸取引における煩瑣な規制が解かれたが、生糸検査を重視する傾向は、ますます強まったのである。いいかえれば、当局が同規則によって製糸および生糸取引を全国的に統轄しようとしたが果し得ず、ついに廢則の止むなきに至った。そして、これ以後、その根本使命であった品質の向上にのみ力を注ぐこととなったのである。明治一〇年代に入って、全国的に機械化の速度が大きくなったのは、海外市況の好調や国内の好況を反映したかかる廢則を具体的な契機としていたと考えざるを得ない。なお、明治一二年二月の甲第一二号布達によって、生糸製造人心得および改方規則中、生糸製造人・生糸改所の両呼称以外は、すべて生糸の文字を提系と改訂することとなった。

明治一八年における製糸高（単位一〇〇貫）は秩父郡七〇、入間郡五八、比企郡三五、児玉郡三三、大里郡二六のほかは五未満であった（第1図）。なお、前年には、入間郡が三八一を示したこともあって、県全製糸高が二・五倍以上となっていたのであり、同一五年末から一八年に至る不況による打撃が大きかったことを表わしている。同一八年における工場製糸（座繰・機械合計）率は約二二％であったが、那別にみると児玉郡（三四％）、入間郡（一六％）比企郡（一一％）などが主であった。また、旧管地三郡の製糸高の対全県比は約四％に過ぎなかったが、北足立郡では九八％、北埼玉郡では六三％の工場製糸率を示していた。そして秩父・大里・南埼玉・北葛飾の諸郡では工場製糸



第1図 製糸高分布 (明治18年)



が振わなかった。明治一八年における機械および水力利用工場は児玉・入間両郡に分布していたが、収入金が多かったのは、入間郡の四工場のほか、北埼玉郡の一工場を数えるに過ぎなかった。(第3表)

(1) 機械製糸

荒川以西における製糸業のうち、古くから発達したのは秩父郡であったが、伝統をもつだけに、容易に改良糸へ踏みきることができなかった。男衾・比企・横見・高麗・入間・新座・大里(荒川以西)の各郡では、一部の自家織生絹生産を除いて、ほとんどが生繭のまま上州または八王子へ売却されていた。明治五年、富岡製糸場の開場に伴って荒川以西が繭の定買場に指定されても、改良糸の生産には程遠い状態であった。

県は、明治六年七月、富岡製糸場への修業入場者二〇名を募った。その募集要項には、(一)年令を一四〜二〇才とすること、(二)修業年限を一カ年以上とすること、(三)入場の際の旅費および入場中の諸賄を製糸場が負担すること、などが定められていた。なお、人選にあたっては、「各区人名書上之尚公選之上名前取極可相達候事」という方法がとられていた。

当時(明治六年)、富岡機械製糸と通常手力製糸との価格差は大きく、上等糸・下等糸各々一〇〇斤につき、機械製糸が八五〇弗・六五〇弗であったのに対し、手力製糸は三七一弗・九二弗であった。しかも、一日工程、手力製糸では熟練工で繭四升、普通工ならば約二升しか処理できなかったのに対し、機械製糸では、熟練工では一斗二升、見

第3表 織 維 工 場 (明治18年)

種類	場名	地名	機関運轉力	職 工 延 人 員			資本金*	経費金*	収入金*
				男	女	計			
製糸 ※※	製糸暢業社	高麗郡上広瀬村	蒸気力16馬力 水力30馬力	900(2,160)	7,000(54,000)	7,900(56,160)	18,657(300)	252,963(256)	266,076(290)
	〃 器械水車	入間郡小室村	水力(3馬力)	300	5,500	5,800	21,000	7,850	31,300
	〃 武陽社	〃 松郷	蒸気力	6,805	34,052	40,857	30,000	476,260	486,260
	〃 三芳野 会社	〃 川越町	蒸気力	400	4,500	4,900	81,500	11,199	21,393
	児玉精糸社	児玉郡児玉町	人 力	1,270	2,495	3,765	50	267	288
	武蔵精糸社	賀美郡植付村	水 力	1,150	2,450	3,600	50	283	308
生糸 ※※※	生糸製造所	北足立郡糠田村	蒸気力	1,080	11,800	12,960	30	18	47
	長島製糸場	〃 小谷村	蒸気力	1,440	18,000	19,440	50	66	78
	松山製糸会 社	比企郡松山町	坐 操	5(588)	—(13,692)	5(14,280)	59(70)	43(70)	44(78)
	拡業会社	〃 増尾村	水 力	20	50	70	40	80	81
	殖産会社	北埼玉郡成田町	人 力	360	1,080	1,440	16	11	8
	埼玉精糸 社	〃 手子林町	人 力	23(1,260)	166(29,340)	189(30,600)	20(150)	11(138)	69,948(151)
足袋底忍行社	〃 行田町	人 力	730(—)	1,387(21,600)	2,117(21,600)	72,618(100)	152,876(100)	155,112(120)	

(註) \* 単位100円, 以下4捨5入 \*\* 機械製糸 \*\*\* 機械製糸以外 ( ) 内は前年, その他は明治18年県統計書による。

習工でも六升を処理し得た。⑥。いかえれば、機械製糸ならば通常手力製糸の三倍の作業能率をしめし得たのである。

同年、『製糸会社設立規則』がつくられたが、これは全国的にほぼ共通するものであったと考えられる。同規則（一五六条）中には、特に設立製糸工場と富岡製糸場との關係をしめしたつぎの四カ条がある。

第七條 諸般予シメ定ムルノ期ヲ察シ社長以下取扱人等ノ中凡三四名ヲ限り官員ニ從テ富岡ニ行クヲ請求スル事

第八條 既ニ富岡ニ行クヲ得ハ糸館ノ事物終始ヲ視聽シ良法ニ依テ履行シ将来ノ得失ヲ撰フ事

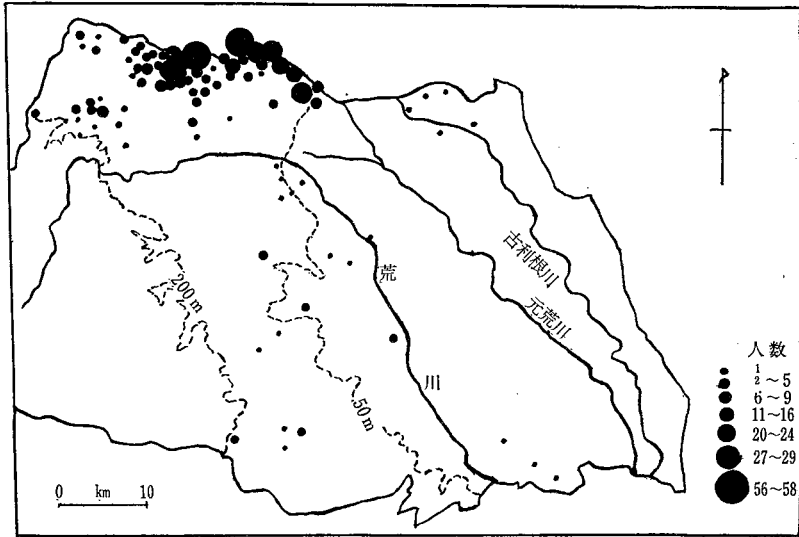
第九條 富岡ヨリ既ニ歸リ社中ヲ集メ景況物事具ニ語り領承セシムル事

第一〇條 外國人條約 將ニ製糸ノ器械ヲ買ハントスルノ件ヲ富岡ニ於テ外國人ニ謀リ馬力幾許幾多及ヒ凡ソ到着

ノ期限其他機据ヘ方自他費區別等詳細ニ記載シ外國人ト会社トノ間ニ仮條約書ヲ取替セ置クヘキ事

すなわち、富岡製糸場に対する「社長以下取扱人等ノ中凡三四名」の派遣は、原則的に定められており、したがって入社後の報告も義務づけられていた。そして、洋式機械の購入に関する詳細な契約が富岡製糸場を経由して、外人との間に結ばれていたことが注目されよう。富岡製糸場の全国的機械化の上に果たした役割を示唆している。長野県北部における先駆的機械化の要因には、新興製糸地域における投資という条件が挙げられるが、それとともに、設備および技術面においてみるならば、前述の事情から、富岡に比較的近かったことが指摘されよう。埼玉県の場合には、後述するように、新興製糸地域ではなかった点が、富岡への近接にもかかわらず、先駆的機械化を果し得なかつた一因であろうと考えられる。台地における製糸場の立地は、後述の埼玉郡持田村製糸会社の創設（明治八年）よりおくれ明治九年に、秩父郡薄村製糸会社が設立されたのをもって嚆矢とし、富岡町の蕪塚直次郎の発明による工女二人繰の機械が設置された。また、同年、大里郡熊谷駅の森伊左衛門は、自宅において、旧来の座繰製糸と

第2図 蚕室人員分布(明治10年)



折衷し、水車動力を利用する工女一五人繰の機械を設置した(一〇年一月の製糸場規模は、豎六間、横二間半、工人数一五人)。そして、一年には、機械を三〇人繰とし、その製品は、浦和の仮博物館に陳列されるにいたった。

さらに、同館の第一期縦覧景況報告書(明治一一年)に、製品について、「機械製ノ捻シ造リナルモノアリ之ヲ尤優等トスルニ似タリ此糸替ニ絶佳ナルノミナラス每一繰原質ト試験糸トヲ添テ観客ノ仔細ニ之ヲ視之ヲ撿スルニ便ナラシム其注意見ルヘキアリ」と記されて機械製糸の模範と目された暢業社があつた。同社は、高麗郡上広瀬村の豪農清水宗徳が「其妻努<sup>(マメ)</sup>を上州に遣わし製糸の事を習わせ自分に職人を率て其建築并に器械の装置を<sup>⑦</sup>絵図に写させ」て開設したものである。同村において、下村泰作(場長)・清水宗徳(副長)両人が、一〇年五月起工し同一月に竣工したが、資本金六、五〇〇円の八割近くを官借金で賄わなければならず、自己資金は

第4表 繊維工場の生産額推移

場名	明治13年		明治14年		明治15年		明治16年		明治17年		明治18年	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
製糸暢業社	60	298	54	298	62	299	79	293	87	190	61	207
〃器械水車											7	31
〃武陽社											83	386
〃三芳野会社											3	10
児玉精糸社											112	288
武蔵精糸社											135	308
生糸製造所											19	47
長島製糸場											30	78
松山製糸会社	16	80	9	81	17	80	21	79	24	78	14	44
拡業会社											26	81
殖産会社											3	8
埼玉精糸会社	13	154	28	155	32	154	41	152	45	151	22	70
忍行社	49, 152	123 47, 496	123 50, 946		122 55, 027		121 59, 930		120		—	155

(註) A：製出高 単位10貫（忍行社は単位10足）以下4捨5入

B：製出額 単位100円

県統計書による

一、五〇〇円に過ぎなかった。このように資本の点では脆弱であつたが、元来、製糸業がきわめて原料指向的な性格をもつ以上、旧熊谷県に属する地域の方が、立地上、より有利であつた。原繭の生産地域、つまり養蚕地域の中心は群馬県から続く台地北部であつた。(第2図)しかしながら、大規模な機械化の先鞭は、このように南部(高麗郡)においてつけられたのであり、北部(児玉郡)はこれよりも遅れて群馬県の影響をうけたものと解される。(第4表)

暢業社は、一〇年、四〇人繰機械の設置によつて発足したが、一一年、「該場は其有セル器械ハ所謂六十繰ナルモノニシテ内地各所ノ器械ヲ折衷シ其長所ヲ採テ作レルモノ也其尤好ミスヘキハ虚飾ヲ去テ実用ヲ専ラニセシカ故ニ汽罐及汽管等ヲ除クノ外渾テ木製ニシテ頗フル質素ヲ示セリ然レトモ実用専切ナルカ故ニ汽罐ノ如キハ唐銅製ニシテ全国屈指ノ良罐ト言ヘリ器械ノ精粗ハ暫ク擱キ茲ニ陳セル製糸今此館内ニ於テ上等

二位スルハ何ソ喋々ヲ贅センヤ嘗テ聞ク広瀬ノ糸ハ上州富岡磐城二本松ノ製糸ニ譲ラスト果シテ然リ明治一一年五月横濱ニ於テ伊国人ニ売与セシ所八百斤(一二貫目)ノ価格洋銀六百九十枚ニ当リテ富岡二本松ノ上ニ駕スル事ヲ得タリ茲ニ因テ之ヲ惟ヘハ広瀬ノ糸ハ蓋シ海内第一等ノ上品ト称シテ可ナラン<sup>⑧</sup>という実態であつた。この後、暢業社々員は、清水の発意で、荒川以西に五カ所、以東に二カ所の製糸場を新設した。実用主義の設備投資に成功した例として注目される。なお、一〇年の同社の規模は、堅一二間、横六間であり、工人数は一〇〇人におよんでいた。しかし、一三〜一八年における生産力は、余り発展しなかつた。(第四表)

明治一一年現在、このほか、高麗郡飯能村大河原章平の八人繰機械製糸場などがあり、これをふくめて、「十人取り以下ノ小機械ヲ設ケ自宅製糸ノモノ五カ所アリ皆水車或ハ足踏ヨリ運転<sup>⑨</sup>」していた。

県全体としては、「蚕ハ管下一般多少飼養セサルハナシ就中製糸昌盛ノ地ハ秩父児玉賀美那珂榛沢比企ノ六郡ナリ追来追々粗製濫造ノ弊ヲ洗除スト雖モ未タ器械製造ヲナスモノ尠キヲ以テ各村組合ヲ設ケ県庁ニ於テ機械ヲ製造貸与シテ精糸ヲ製造セシメ是ヲ大集シ外国直売ノ方法ヲ設ケント未タ着手セスト雖モ春來専ラ此事ヲ刻苦ス<sup>⑩</sup>」とあるように、機械化の進捗は、長野・岐阜・山梨などの諸県と比較して必ずしもはかどらなかつた。これは、旧来の蚕糸業地としてすでに発達を遂げていたことが、かえつて北信地域にみるような画期的な機械化を阻害した一因となつたからではなからうか。いいかえれば、国内織物用の生糸生産が枢要の地歩をしめしてきた地域は、輸出(生糸)中心の製糸地域よりも、機械化が遅れたのである。それは、両者の生糸の品質の差に基づくことであり、したがつて、前者ではすでに出荷量が固定していたからであらう。つまり、前者においては、機械製糸を裏づける資本投下の余地が少なかつたともいえよう。そして、明治一〇年の第一内国勸業博覧会に、生糸が比較的広範な地域から出品されたが、絹

織物および絹綿交織物の原糸として使用されることが多かったと推定される。

## (2) 座繰製糸

これらの機械製糸とほぼ匹敵するほどの品質をしめした座繰製糸は、秩父郡皆野村の飯野要兵衛、浅見嘉平、児玉郡児玉町の坂本金十郎、足立郡桶川宿の川辺弁次郎、下総国葛飾郡椿村の新田シヅ、児玉郡本庄駅の木村カクなどによって営まれていた。川辺・新田の兩人を除き、残りの四人は秩父・児玉両郡に住居しており、旧熊谷県が主であった。木村の座繰製糸場は、一二七八才の工女三十六人を数え、一一年八月の行幸に際して本庄駅構内において実演するなどして一般の耳目を惹いた。その製糸は「未タ必シモ内地ノ優等ヲ保スベカラズト雖モ之ヲ上州前橋座繰組ノ製糸ニ比スレハ又必シモ上等ニ位スルヲ覺フ也<sup>⑧</sup>」といわれるほど良質であった。

また、川越町の豪商島文吉の支配人西田真は、明治一〇年の第一内国勸業博覧会に出席し、座繰製糸技術について大いに啓発された。彼は上州から工女二人を招くことを島文吉に請い、四〇人余の女子にその技術を伝習せしめた。かくて、明治一四年、川越において、島文吉により六カ所、そのほかの者によって四カ所の製糸場を開き、工女数一、一五〇人を数えて、武州生糸の名声を博するにいたった。しかし、上州や八王子に比べると小資本で、金融の便を得難いなどの不利な条件が多かったため、これを克服するために、生糸改正会社（本社を川越町、支社を各郡に設置）が設立された。すなわち、「工女は其家にて承諾せざれば之を雇い入れざることを盟い、又隔月毎ニ其勤惰優劣下を検査し六月毎に大試験を為し其等級を昇降する等凡て其慣習を一様<sup>⑨</sup>」にしたのである。これによって、外国直輸入に対し正金銀行から六万円の融資が凶られ、荷為替の途も開かれた。

## 三、織物業

一般には、「生絹太織ニタ子縞紺木綿白木綿等ハ管下婦女子ノ常職ニシテ毎戸之レヲ織ラサルハナシ其尺巾ヲ改良スルノ着意アレトモ良法ヲ得サレハ未タ施サス」といわれ、原料自給による在来的な農村家内工業の性格をよくしめしていた。木綿織物は、「類品種甚タ多クシテ一々新精ヲ極ムト雖モ縞類ノ如キニ至ツテハ最モ時好ニ適スルモノアルヲ覚フ也」とされ、流行の中心地東京の需要を反映したものと見えよう。

織物の生産に伴って、濫製の弊害も著しく表われた。県は、明治九年一二月、全区戸長に対し、各村産出の織物について、「粗製ニ流レ尺巾ヲ短縮ニシ或ハ糊力ヲ仮テ重量ヲ僞ル」ことをいましめた。同一一年の記録中にも、「布帛ハ其丈巾ニ定規アリト雖モ織ル者往々之ニ違ヒ人ヲシテ欺罔ヲ受ケルノ嘆アルニ至ラシム」と記され、さらに、「我カ布帛ノ丈巾洋服ノ製ニ適セサレハ海外人ノ需要ニ供スルコト能ハス故ニ工人ヲ勸メテ其丈巾ヲ改正シ販売ヲシテ愈盛ナラシム」と輸出布帛の規格を統一したことが述べられていた。

### (1) 綿織物

綿織物中心地域においては、織工場がいち早く設立された。すなわち、埼玉郡辻村の小島惣五郎所有の織工場(明治一〇年一月現在、敷地八・五間×二・五間、工人数一〇人)は明治五年四月、同村の白石丑五郎所有の織工場(同じ敷地六・五間×二・五間、工人数一五人)は翌六年一〇月、また、北足立郡草加宿の三好芳次郎所有の織工場(同じく、敷地六・五間×六間、工人数八人)は同六年一月に、すでにそれぞれ設立されたのである。その後、機械製糸場が県内にさきがけてつくられたが盛大を期することができなかった。この間の事情は、明治八年、「埼玉郡持田村平民三田清太郎外四人ノ者ヨリ有志協力ヲ以テ民立製糸会社ヲ設立セン為メ仮社長ヲ置キ会社定款並規則ヲ決定シ略緒ニ就クヲ以テ仮社長ヲ廢シ更ニ社員ノ撰挙ヲ以テ議長ヲ置キ該則整頓ニ至レリ」とあり、県は内務省伺を経た後、



同年一〇月、これを許可した。しかし、同社の一〇年以降の記録は皆無で、「県庁ニ於テモ之ヲ勸奨スト雖モ資金及ハズシテ竟ニ止ム<sup>⑧</sup>」という実態であった。資本の条件が有利であっても、原料（原繭）供給面の不利によって、製糸業の発展は阻害されていたのである。原綿の生産が、米綿による圧迫をうけて衰退したとはいえ、古くからの原綿供給地に織物業が成立したものと見えよう。

つぎに、『工務局月報第三号（明治一五年）』によって、維新直前から始められた木綿織物Ⅱ子織の生産・流通の特色を見よう。おもに、賃機の形式をとり、労働力（織子）は「東京其他より貧しき者の兒女を僅少の前金を貸して年季雇として機織をなさしむ。其多きも一軒に一五〜一六人に過ぎず。織女の尤も幼き者は僅かに七・八才」であり、織賃は一反につき一二、三〜二五銭であった。原糸（洋糸）購入額は四〇〇万円におよび、「此地方の金融は大抵此産物の為に吸取られ他の産物の運転に指支えるの勢い」であった。買統商屋は、「代償切手渡し」または「延払い」により決算額一四〇万円を挙げた川越の五間屋（中島文平等）、決算額一六〇万円を数え、「現金払い」を主とする所沢の二間屋（向山小平次等）などがあつた。これらの間屋は、当初、東京間屋および上・信州仲買に荷統ぎをしていたが、やがて、直接、奥州、東海道から京阪・中国地方に直売するようになった。

東京向けを主とした岩槻の綿織物は、「金融貸借上金利大約二割位、然レトモ該業者ハ各自準備資本相応ノ業ヲ務メ敢テ負債ヲナシテ之カ拡張ヲ要スル者ナシ、又、原品ヲ延金ニ仕入六日目又ハ十一日目ニ代金支払ノ慣習モアリテ資金流通ニ苦ムノ様ヲ見ス<sup>⑨</sup>」という金融面における堅実さを保っていた。幸手・蕨両宿や塚越村（北足立郡）などの綿織物も、その販路はほとんど東京であり、北足立郡では、延金売買から現金取引へと変わった。

立地条件としては、東京に近接するという地の利を得ていたことが窺われるが、例えば、二子織についてみて、

「独り此地のみ之を織るに便利なるに非ず、唯当初一、二人の者此業を創め其頃世の中の好みに中り幸いに販路の流滑なる<sup>①</sup>」ことが留意される。

しかし、総じていえば、綿織物生産は、停滞衰退の傾向にあり、明治一〇年代後半には、一層この傾向に拍車がかけられたようである。

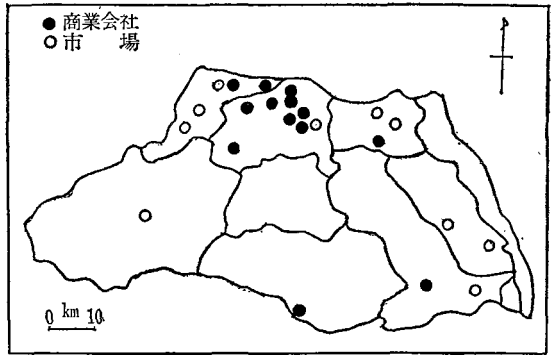
## (2) 絹織物

川越の織物市場としての地位は高く、川越浮織と称する絹織物（白斜子織）についても、「川越市中ニ販キ該市ノ商人大集シテ東京其他へ売出スルヲ以名トス其実ハ入間郡上広瀬村最寄ヨリ織出ス白七子斜子織浮織白練糸ヲ以テ織ルニ爾及ヒ製糸ヲ撰ム刻苦尋常ノ比ニアラス之ヲ十年前ニ比較スレハ一層ノ進歩ニシテ精良品ヲ出産<sup>②</sup>」していた。

このほか、秩父郡皆野村の色裏絹、入間郡越生村の生絹、足立郡蕨宿の博多織帯地・黒八丈、同郡中尾村の糸織縞・八反織などがあり、「曾テ糊ヲ用ヒス純粹ト謂ヘキ也但博多織糸織縞ノ如キハ舊ニ糊ヲ用ヒサルノミナラス其色アヒ縞ガヲ等能ク時好ニ適スルニ似タリ<sup>③</sup>」とされ、綿織物と同様に、流行の中心地東京の需要を反映していた。

しかし、秩父絹については、「秩父郡中製出スル生絹ヲ稱シテ世人秩父絹ト言実ニ巾ノ短ナルハナシ婦人ノ常職トシテ古今如此土地人氣の質朴ナルヲ以テ知ルニ足ル<sup>④</sup>」といい、「秩父郡ニタ子縞ノ類數種アリ之ヲ檢スルニ質面緻密ニシテ深切ヲ尽スト雖モ惜ヒカナ未タ山村ノ野陋ヲ免カレズ縞カラモ時好ニ適シ難タク自亦光沢ヲ有セサル也故ニ此ヲ一変シテ人ノ嗜好ニ適スルニ至ラシメハ其声価ヲ揚ル之ヲ掌上ニ指スカ如クナラン<sup>⑤</sup>」とされていた。

第3図 繊維関係商業会社・市場（明治18年）



(3) しかしながら、資本の点ですぐれていた平地よりも、原料供給の点で有利な台地上に製糸業の機械化が進んでいったことが注目される。

(1) まとめとして、生糸および織物の郡別生産高をみると、製糸高は圧倒的に台地に多く、ついで山地、平地の順になっており、織物生産は台地よりも平地にその核心をもっていた。台地の蚕糸業と平地の織物業（とくに綿織物）は近世以来、著しい地域構造上の対照をもっていた。そして、蚕糸ブームと綿織物業衰退の全国的趨勢の下にあって、それぞれ特有の反応をしめしつつも、依然としてその基本的な地域構造を変えなかった。繊維工場の生産についての地域差（第3・4両表）にも、この傾向がよく反映され、繊維品取引の実態（第3図）もこれを裏づけていた。特に大里郡が養蚕および繊維品取引会社分布の中心をなし、その東西に繊維市場が分布していたことが注目される。

(2) 織物業の面的な機械化はのぞむべくもないが、製糸業の機械化も、必ずしもはかばかしくはなかった。これは、埼玉県が伝統的な蚕糸業地域であったことに起因するものといえよう。

註① 第三次農商務統計表によれば、明治一九年、埼玉・栃木・群馬三県の織物（帯地を除く）産額合計は、全国産額の四分の一余に達していた。

- ② 明治一〇年一月一四日 埼玉県八等属・同一〇等属の記録。
- ③ 拙稿 地理学評論二七卷二号、近郊農村の歴史地理学的研究（昭和二九年）。  
拙稿 新地理三卷二号、運輸革命以前における近郊宿場町（昭和二九年）。
- ④ 埼玉県史料（内閣文庫所蔵、以下同じ）第二卷、勸農篇。
- ⑤ 明治六年七月三一日布達、埼玉県史料第二卷。
- ⑥ 明治六年十一月、製糸館ヲ建築セントノ告諭書、埼玉県史料第二卷。
- ⑦ 工務局月報、第三号（明治一五年）。
- ⑧ 明治一一年、仮博物館（於浦和）第一期縦覧景況報告書。
- ⑨ 明治九年二月一四日、第一一一大区區・戸長への諭告。
- ⑩ 明治一一年、「御巡行ノ際調進ニ係リ勸業着手ノ方法ヲ編述セシ者アリ今茲ニ叙シテ参考ニ供ス」。
- ⑪ 明治八年一〇月二九日記録、埼玉県史料第三卷。
- ⑫ 明治一七・一八年、埼玉県農商工概況。